

私的年金 (導入パターン別)

※必要に応じて標準講義資料に
ページ追加・削除する前提でご利用ください

本資料は、金融経済教育推進機構(J-FLEC)が作成したものです。本資料は、中立・公正な立場から金融リテラシー・マップに沿った金融経済教育を実施することを目的としており、特定の金融商品の勧誘を意図しておりません。J-FLECは、インターネットを通じて提供されている情報を含め、信頼性が高いとみなされる情報等に基づいて本資料を作成しております。しかしながら、当該情報が正確であることを保証するものではありません。また、当該意見・見通しは、将来予告なしに変更される事があります。ご使用にあたっては、「[講師派遣で使用する教材の公開について](#)」(「一般の方のご利用について」)をご確認ください。(上記リンクをクリックあるいは下記二次元コードを読み取りいただくと、J-FLEC HP(発表・広報)に遷移します)。



- 私的年金制度 導入パターン
 - ①DBなし、DCなし(学生含む)
⇒iDeCo・国民年金基金
 - ②DBあり、DCあり
 - ③DBあり、DCなし
 - ④DBなし、DCあり

- 私的年金制度の見直し

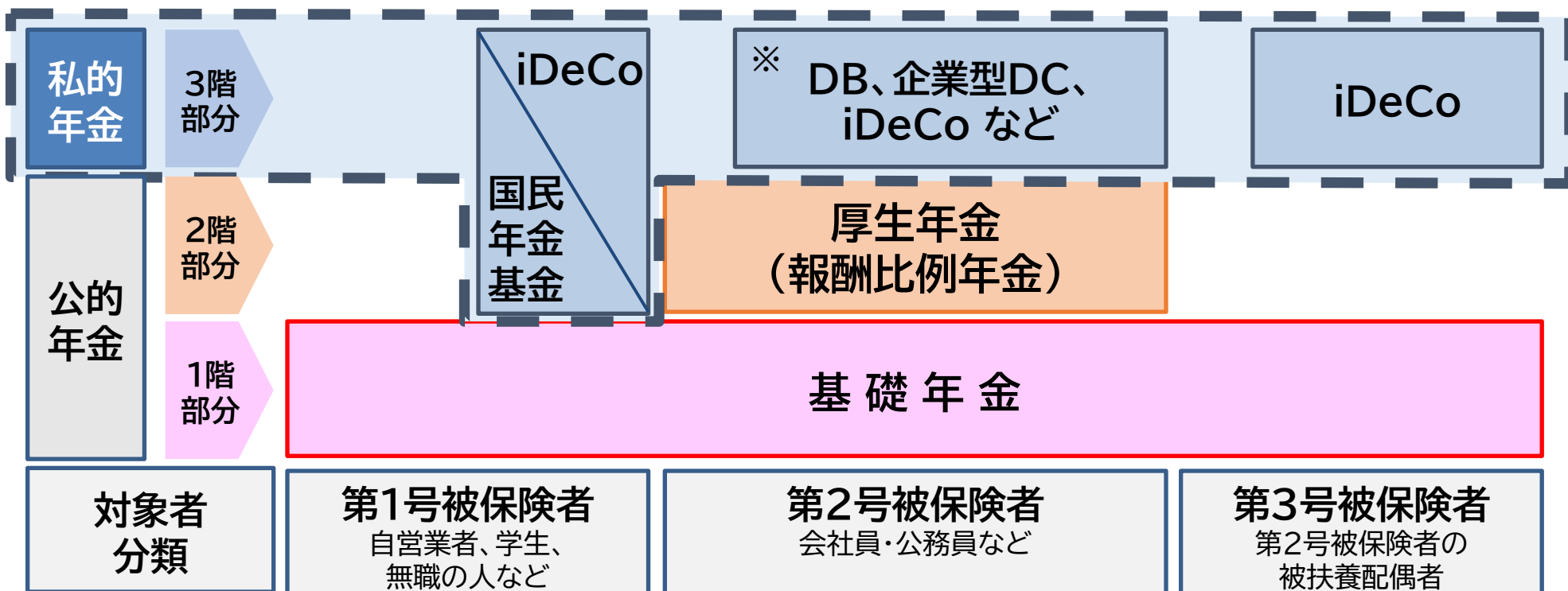
- 私的年金制度のポータビリティ

(参考)勤労者財産形成促進制度

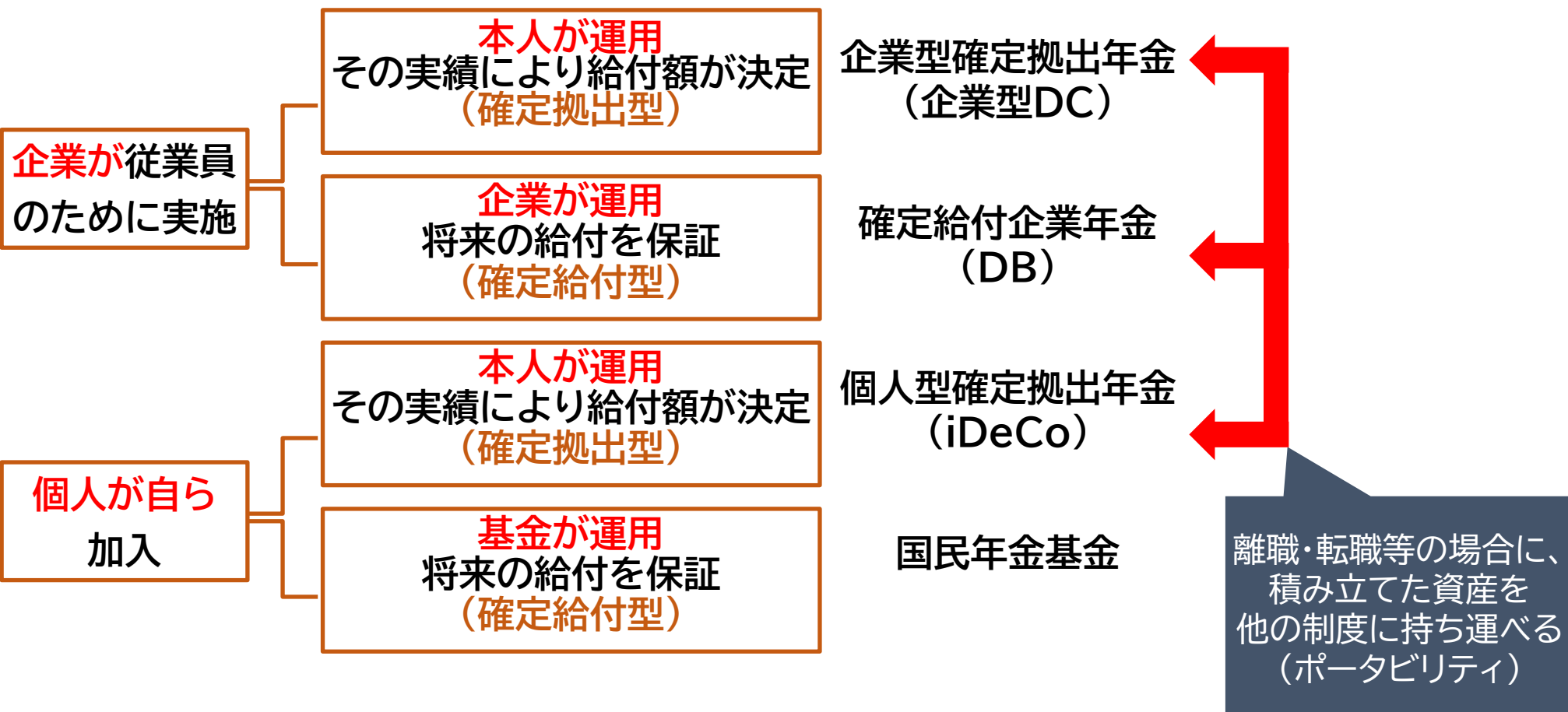
- 
- 私的年金制度 導入パターン
 - ① DBなし、DCなし(学生含む)
⇒ iDeCo・国民年金基金



- 私的年金は、公的年金の上乗せの給付を保障する制度です。この制度は『**高齢期により豊かな生活を送るための制度**』として重要な役割を果たしています。企業や個人は、多様な制度の中からニーズに合った制度を選択することができます。



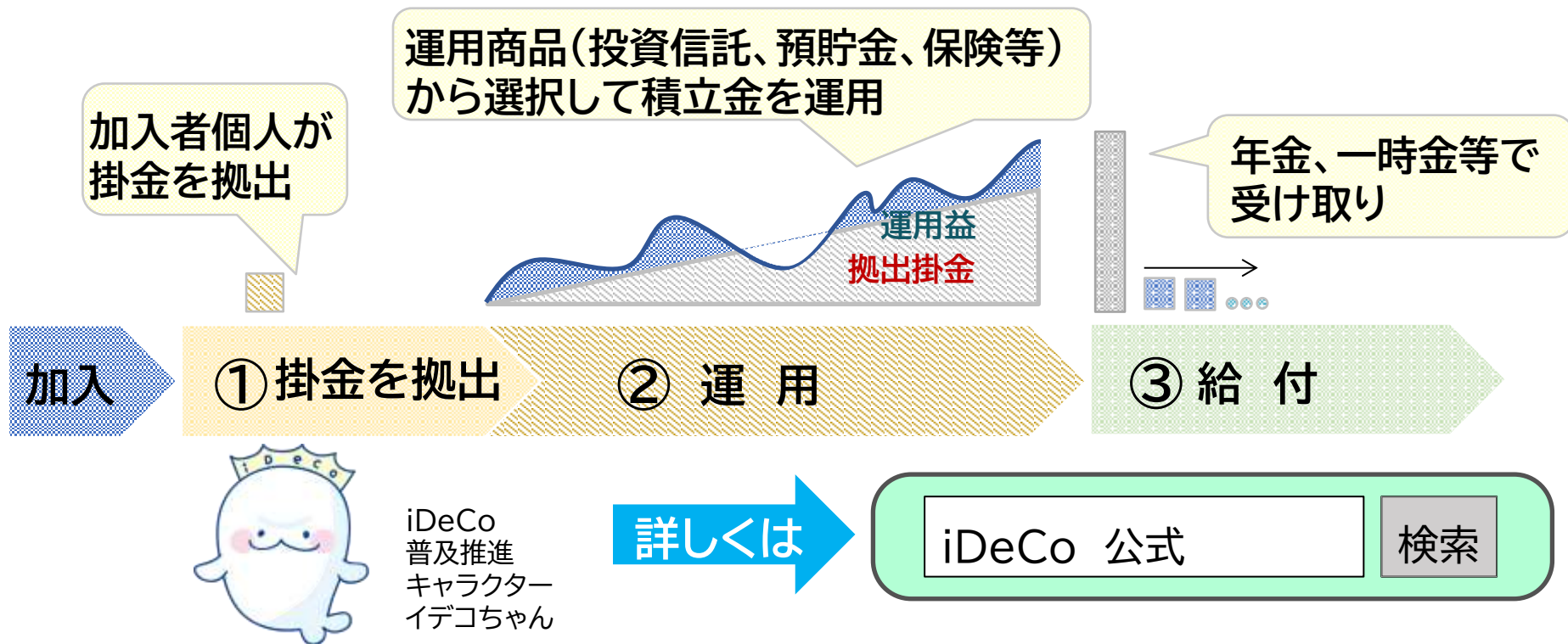
※DBは確定給付企業年金、企業型DCは企業型確定拠出年金、iDeCoは個人型確定拠出年金を意味する



- 企業年金やiDeCoなどの制度では、加入者等が離職や転職をした場合に、その積み立てた資産を他の年金制度などに持ち運べる仕組みがあります。
- 対象となる方は、離転職前に加入していた制度等の資産を移換することができます。



- iDeCo(個人型確定拠出年金)は、『**個人で加入**』し、『**一定額を毎月拠出**』します。『**加入者自らが資産を運用**』し、最終的に拠出額と運用益により受取額が決定されます。
- 原則60歳まで引き出しできません。



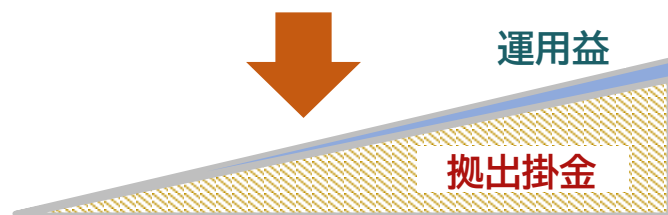


- iDeCoは、『月々の掛金等で金融機関が提示する商品の中から自分で選択して運用商品を購入』します。
- 運用商品は、「元本確保型商品」と「価格変動型商品」の2種類に大別できます。

- ・元本確保型商品は、原則元本が確保されますが、大きくは増えません。
- ・価格変動型商品は、運用結果によって資産の増減があります。

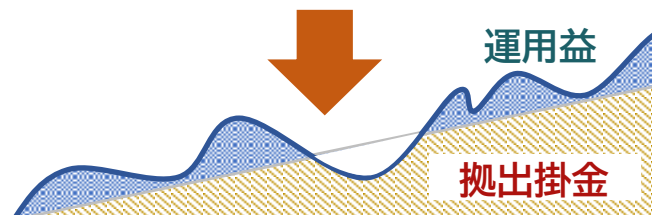
元本確保型商品

預貯金、保険商品等



価格変動型商品

投資信託等





○ iDeCoは、『①掛金拠出時、②運用時、③受給時の3つの税制優遇』があります。

①拠出した『掛金全額が所得控除の対象』となり、所得税、住民税が軽減されます。

– 例えば、所得税率20%・住民税率10%の方が毎月1万円ずつ拠出した場合、年間3.6万円の軽減効果があります。

②『運用益は非課税』です。

– 通常は運用益には約20%が課税されますが、iDeCoは非課税です。
– 積立金には別途特別法人税が課されますが、現状は課税が停止されています。

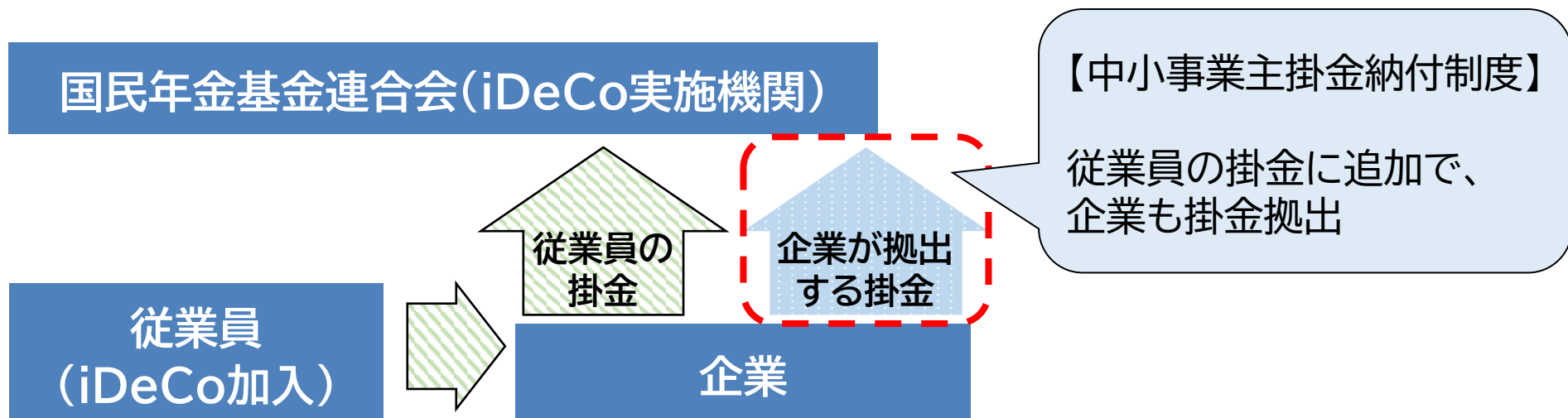
③受取時に税制優遇があり、『年金として受給：公的年金等控除、一時金として受給：退職所得控除』の対象となります。



		確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC)		国民年金基金
拠出 の 仕 組 み	掛金	事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度なし (ただし加入者掛金の非課税枠は年間4万円まで(生命保険料控除))	【企業型】 事業主拠出 (加入者も事業主掛金と加入者掛金を合算した額が拠出限度額を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額あり	【個人型(iDeCo)】 加入者拠出 (中小企業については、事業主も拠出可能(iDeCo+)) ※拠出限度額あり	加入者拠出 (掛金の額は、選択した給付の型・加入口数・加入時年齢・性別によって決定) ※拠出限度額あり ※口数単位で加入可能
	加入可能要件	厚生年金被保険者	厚生年金被保険者	国民年金被保険者	国民年金第1号被保険者 ※65歳未満の任意加入者を含む
給付 の 仕 組 み	支給開始時期の設定	60歳～70歳の規約で定める年齢到達時または50歳以上の退職時 (規約に定めがある場合)	60歳～75歳の請求時 ※60歳時点で加入者等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じて支給開始年齢が段階的に先延ばしになる。		給付型に応じて60歳又は65歳
	年齢到達前の中途引き出し	原則、退職時 (規約の要件を満たす場合)	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能		不可 ※加入員等が死亡したときの遺族一時金あり
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者が選択可能(年金の場合は期間等は労使が選択)	年金か一時金かを受給権者が選択可能(年金の場合は期間等は受給権者が選択)		終身年金 ※給付型によって15年の保証期間あり。5～15年の確定年金を組み合わせ可能



- 中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)は、企業年金を実施していない『従業員300人以下の企業が対象』の仕組みで、iDeCoに加入する『従業員の掛金に事業主が追加的に拠出』するものです。
- 従業員の掛金と企業が拠出する掛金の合計は、『月額5,000円以上23,000円以下の範囲で、それぞれ1,000円単位で設定可能』です。





- 国民年金基金は、自営業者などの国民年金のみに加入するもの（第1号被保険者）が、その上乗せとして任意に加入できます。
- 第2号被保険者の厚生年金保険に相当する制度です。

掛金月額及び年金月額(15年保証期間付き終身年金の場合)※1

加入時 年齢	1口目※2			2口目以降(1口当たり)※2		
	掛金月額		年金 月額	掛金月額		年金 月額
	男性	女性		男性	女性	
20歳	7,220	8,370	20,000	3,610	4,185	10,000
40歳	13,515	15,660	15,000	4,505	5,220	5,000
50歳超	18,400	21,300	10,000 未満※3	9,200	10,650	5,000 未満※3

国民年金基金の税制

掛金 拠出時	非課税 (社会保険料控除)
運用時	非課税
年金 給付時	公的年金等控除

※1:掛金月額は、令和7年度以降に加入する場合の額

(単位:円)

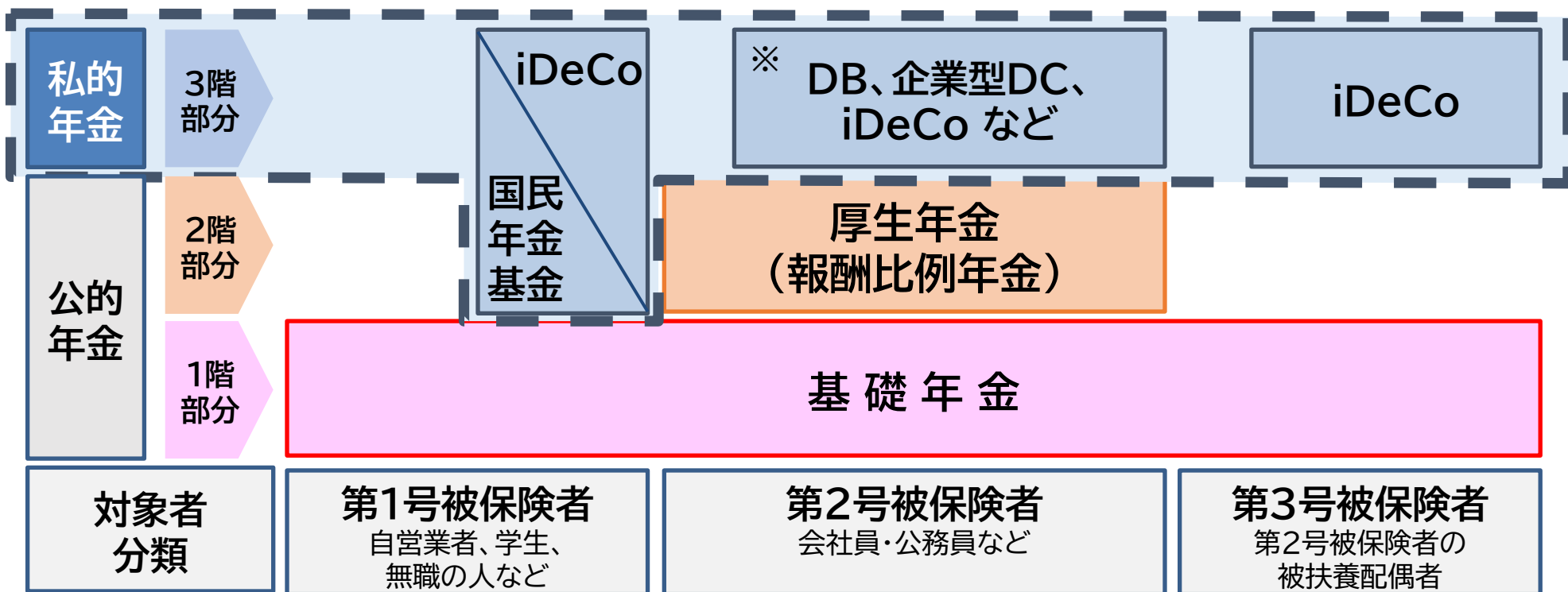
※2:1口目は終身年金、2口目以降は終身年金、有期年金から選択

※3:加入時年齢により異なる

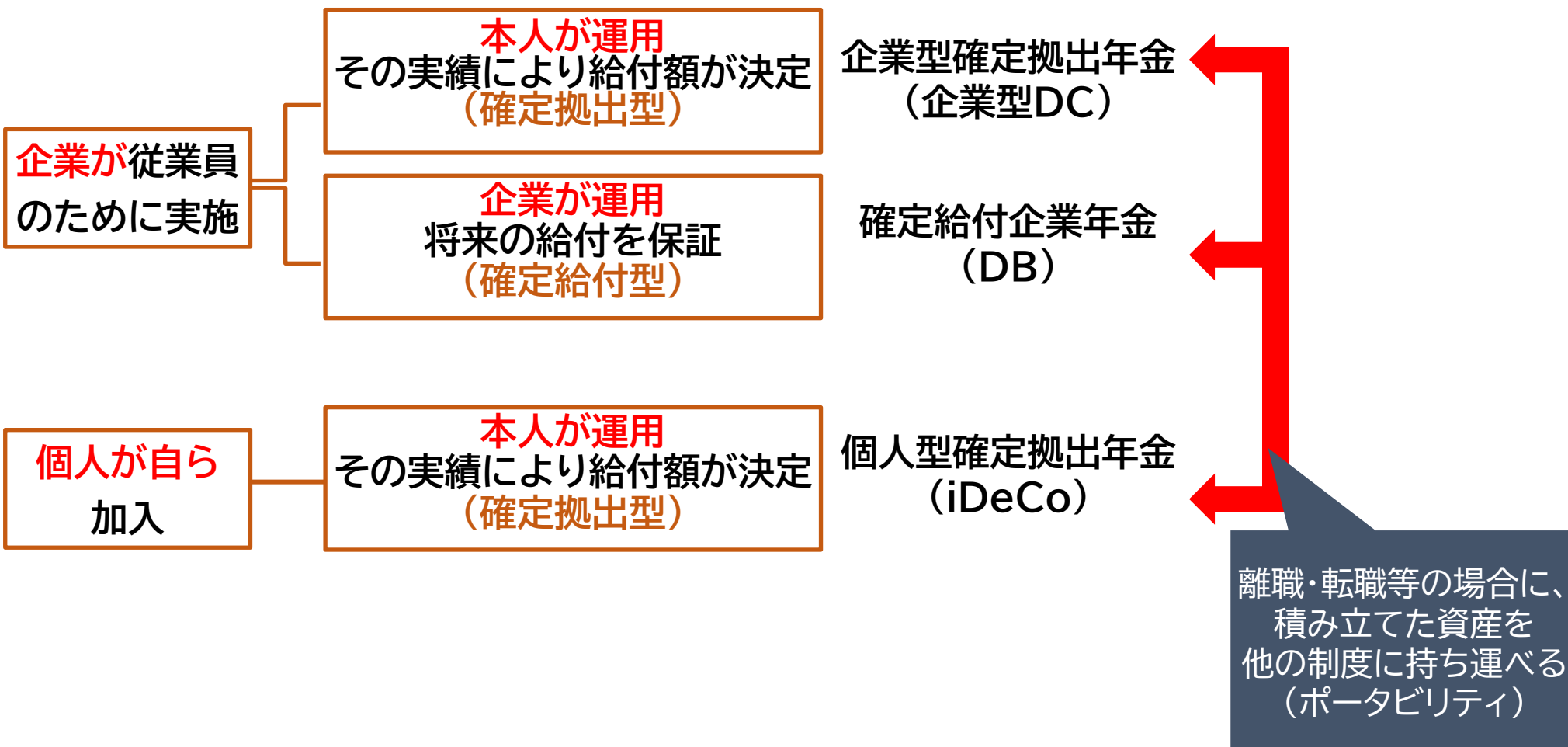
- 
- 私的年金制度 導入パターン
 - ②DBあり、DCあり
- 私的年金制度全般から



- 私的年金は、公的年金の上乗せの給付を保障する制度です。この制度は『**高齢期により豊かな生活を送るための制度**』として重要な役割を果たしています。企業や個人は、多様な制度の中からニーズに合った制度を選択することができます。



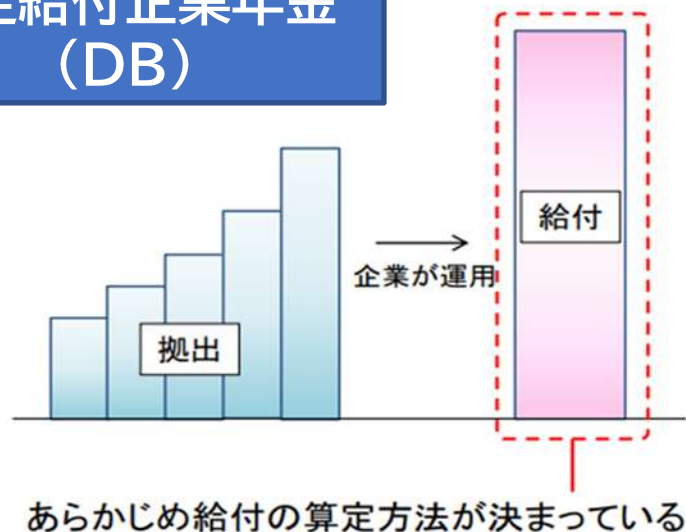
※DBは確定給付企業年金、企業型DCは企業型確定拠出年金、iDeCoは個人型確定拠出年金を意味する



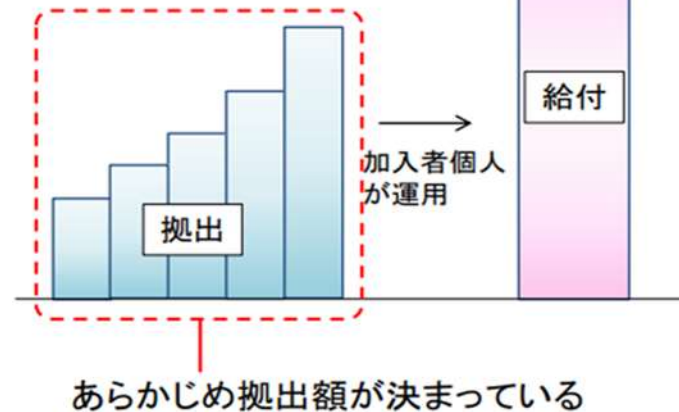
- 企業年金やiDeCoなどの制度では、加入者等が離職や転職をした場合に、その積み立てた資産を他の年金制度などに持ち運べる仕組みがあります。
- 対象となる方は、離転職前に加入していた制度等の資産を移換することができます。

- 確定給付企業年金(DB)は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度です。
資産は企業が運用します。
- 確定拠出年金(DC)は、あらかじめ事業主・加入者が拠出する掛金の額が決まっている制度です。
資産は加入者個人が運用します。

確定給付企業年金 (DB)



確定拠出年金 (DC)

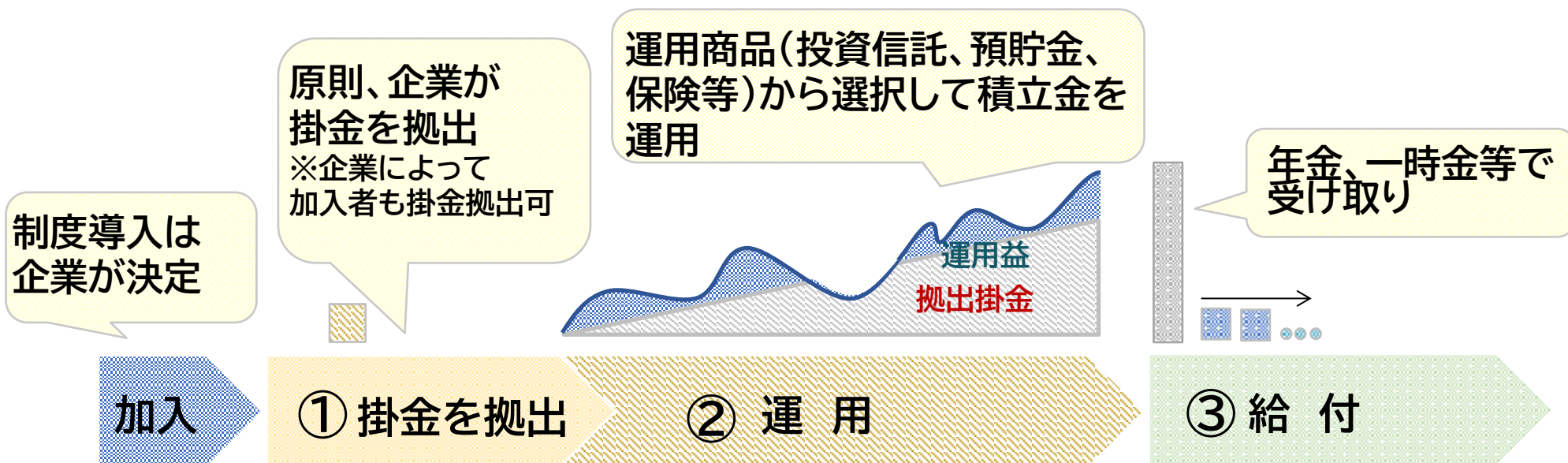




		確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(DC)	
拠出 の 仕 組 み	掛金	事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない 範囲で拠出可能) ※拠出限度なし(ただし加入者掛 金の非課税枠は年間4万円まで (生命保険料控除))	【企業型】 事業主拠出 (加入者も事業主掛金と 加入者掛金を合算した 額が拠出限度額を超え ない範囲で拠出可能) ※拠出限度額あり	【個人型(iDeCo)】 加入者拠出 (中小企業については、 事業主も拠出可能 (iDeCo+)) ※拠出限度額あり
	加入可能要件	厚生年金被保険者	厚生年金被保険者	国民年金被保険者
給付 の 仕 組 み	支給開始時期 の設定	60歳～70歳の規約で定め る年齢到達時 または50歳以上の退職時 (規約に定めがある場合)	60歳～75歳の請求時 ※60歳時点で加入者等の期間が10年に満たな い場合は、その期間に応じて支給開始年齢が 段階的に先延ばしになる。	
	年齢到達前 の 中途引き出し	原則、退職時 (規約の要件を満たす場合)	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす 場合は可能	
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者 が選択可能(年金の場合は期間 等は労使が選択)	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合は期間等は受給権者が選択)	

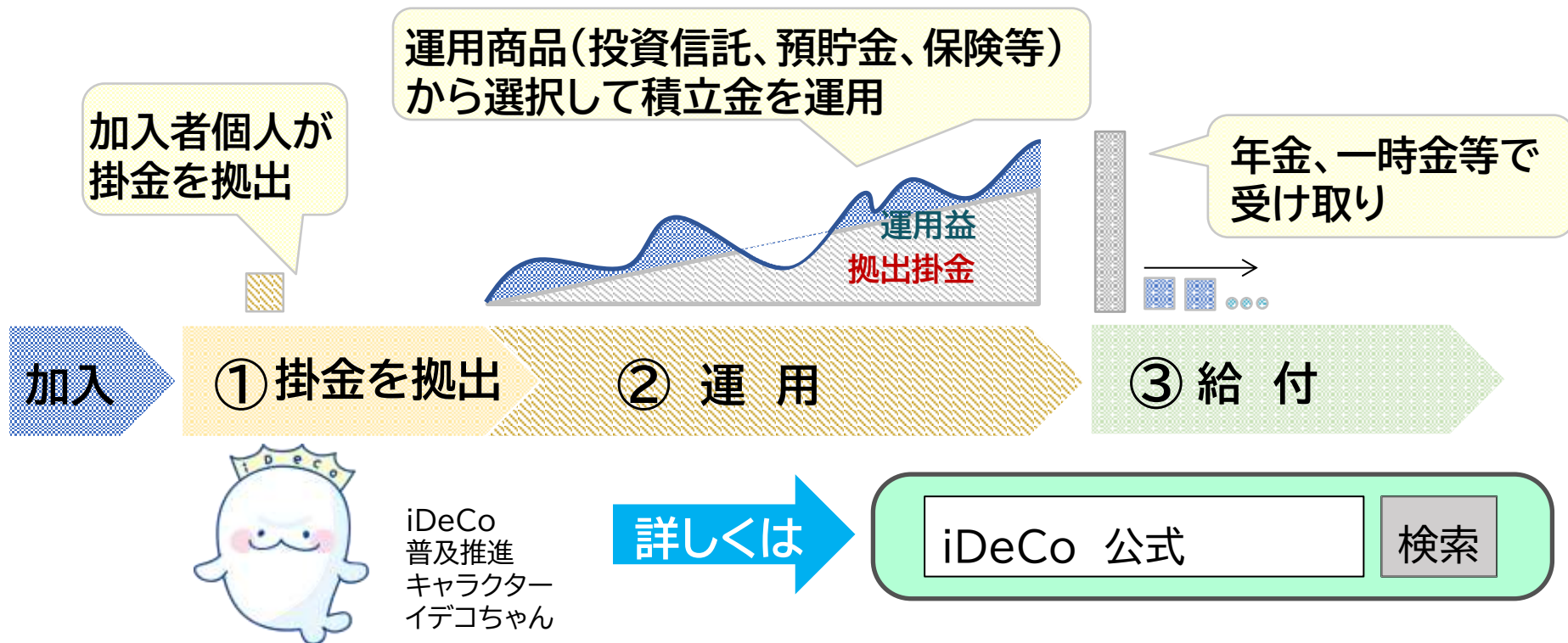


- 企業型DC(企業型確定拠出年金)は、『企業が導入を決定』、『原則、企業が掛金を拠出』します。『従業員(加入者)自らが資産を運用』し、従業員ごとに拠出額と運用益を管理し受取額が決定されます。
- 原則60歳まで引き出しできません。





- iDeCo(個人型確定拠出年金)は、『**個人で加入**』し、『**一定額を毎月拠出**』します。『**加入者自らが資産を運用**』し、最終的に拠出額と運用益により受取額が決定されます。
- 原則60歳まで引き出しできません。



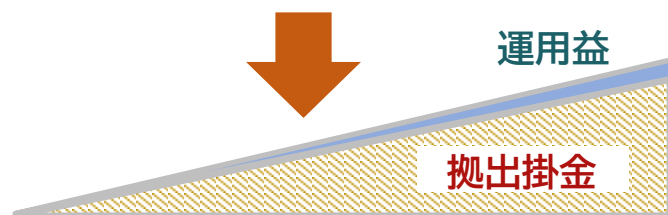


- DC(企業型DC・iDeCo)は、『**月々の掛金等で金融機関が提示する商品の中から自分で選択して運用商品を購入**』します。
- 運用商品は、「元本確保型商品」と「価格変動型商品」の2種類に大別できます。

- ・元本確保型商品は、原則元本が確保されますが、大きくは増えません。
- ・価格変動型商品は、運用結果によって資産の増減があります。

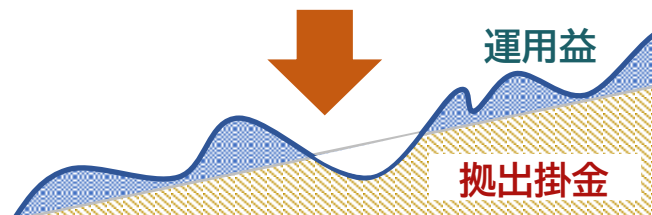
元本確保型商品

預貯金、保険商品等



価格変動型商品

投資信託等





○ DC(企業型DC・iDeCo)の年金資産は、『**原則60歳から受け取ることができます**』。

①受け取りの時期

60歳～75歳の請求時

※60歳時点で加入者等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じて支給開始年齢が段階的に先延ばしになる。

②年齢到達前の中途引き出し

原則不可

※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能。

③受け取り方

年金、一時金、年金と一時金の併用を受給権者が選択

※規約・運営管理機関に応じて選択可能



- DC(企業型DC・iDeCo)は、『①掛金拠出時、②運用時、③受給時の3つの税制優遇』があります。
- DBにも運用時・受給時の税制優遇があります。

①DCは加入者が拠出した『掛金全額が所得控除の対象』となり、所得税、住民税が軽減されます。※DB及び企業型DCの事業主掛金は、全額損金算入されます。

例えば、所得税率20%・住民税率10%の方が
毎月1万円ずつ拠出した場合、年間3.6万円の軽減効果。

②DB・DCともに、『運用益は非課税』です。

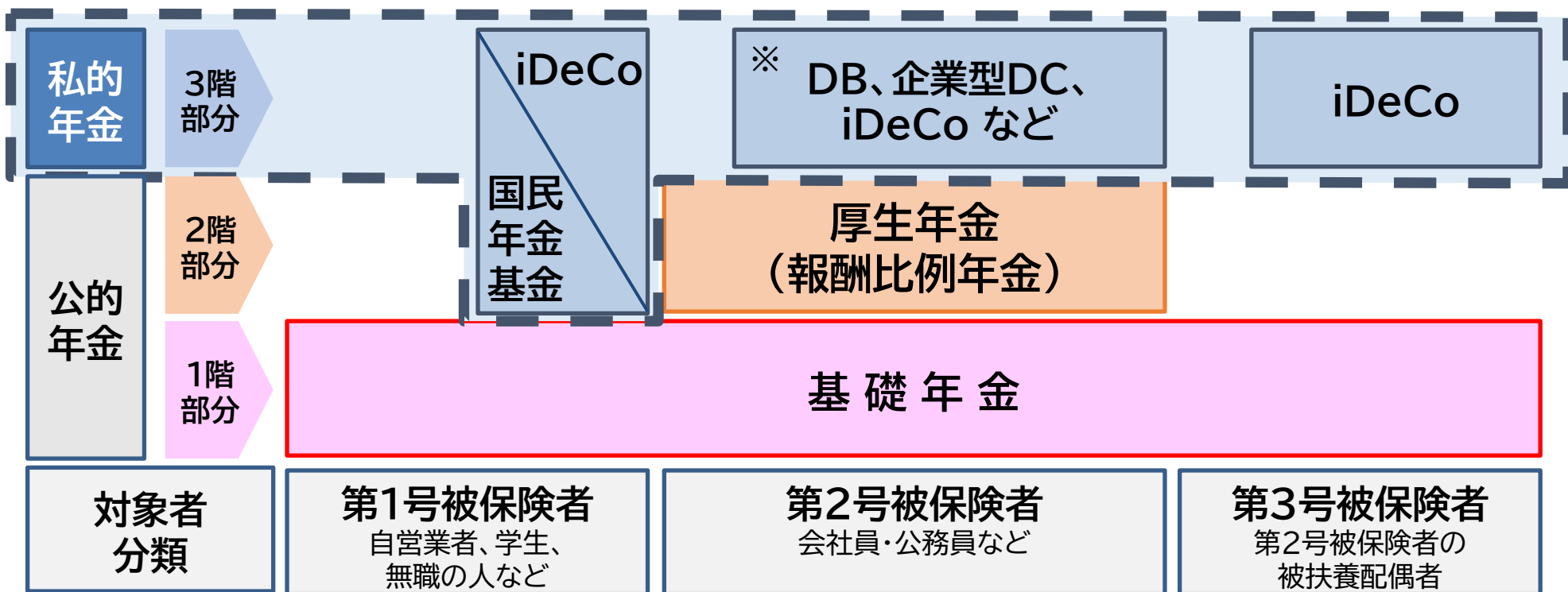
通常は運用益には約20%が課税されます。積立金には別途特別法人税が課されますが、現状は課税が停止されています。

③DB・DCともに受取時に税制優遇があり、『年金として受給:公的年金等控除、一時金として受給:退職所得控除』の対象となります。

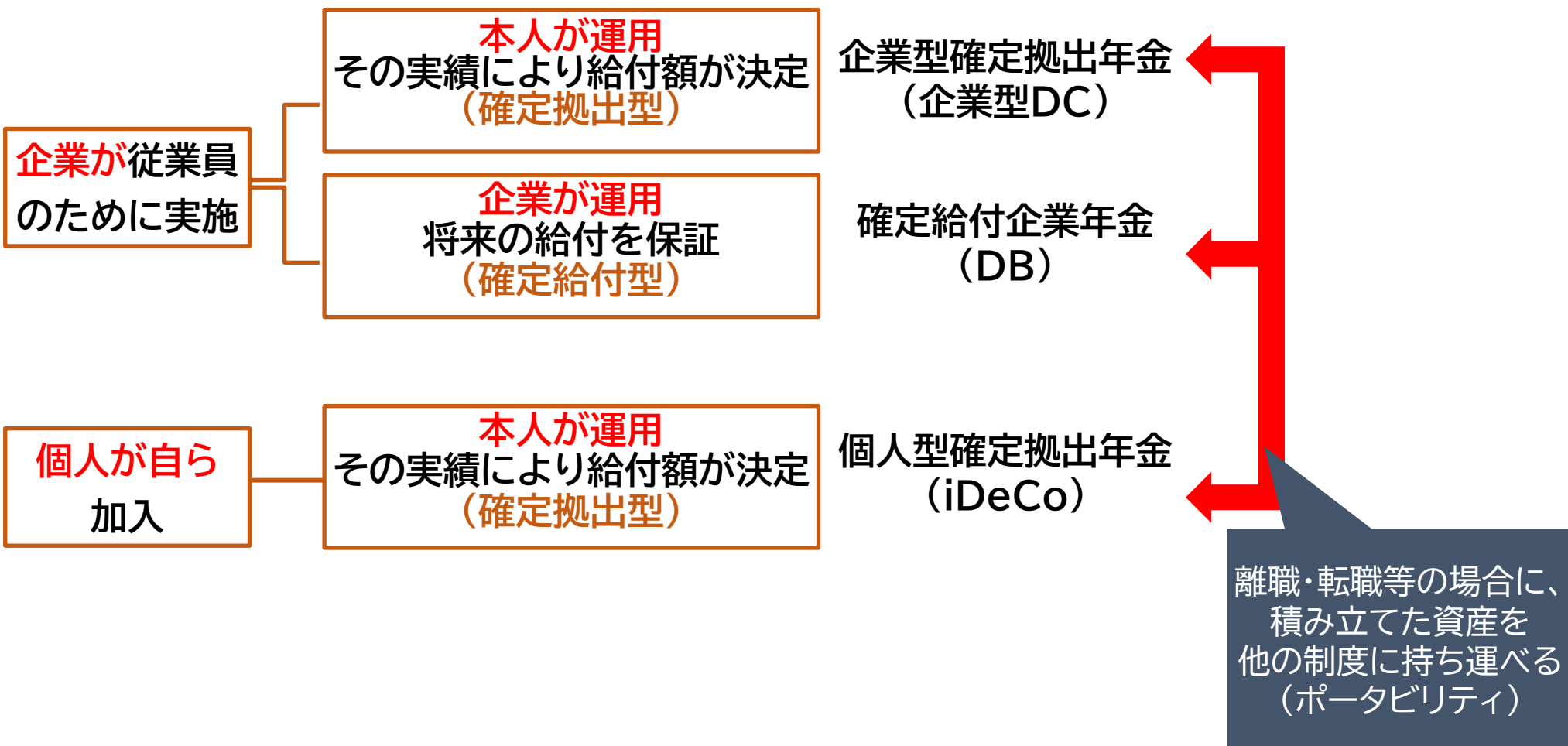
- 
- 私的年金制度 導入パターン
 - ③DBあり、DCなし



- 私的年金は、公的年金の上乗せの給付を保障する制度です。この制度は『**高齢期により豊かな生活を送るための制度**』として重要な役割を果たしています。企業や個人は、多様な制度の中からニーズに合った制度を選択することができます。



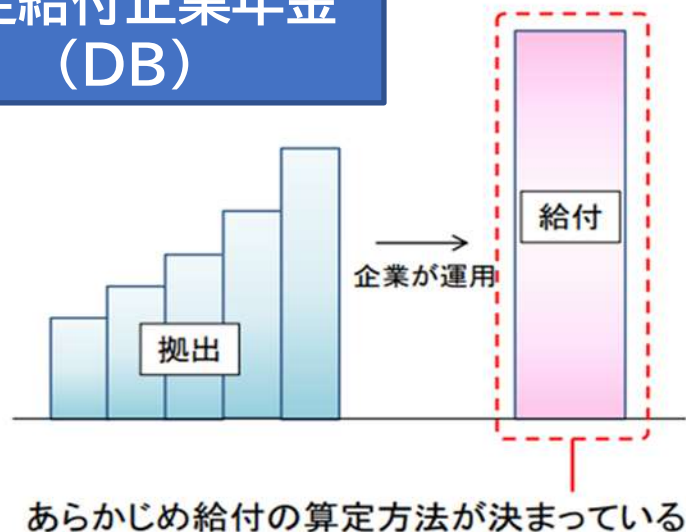
※DBは確定給付企業年金、企業型DCは企業型確定拠出年金、iDeCoは個人型確定拠出年金を意味する



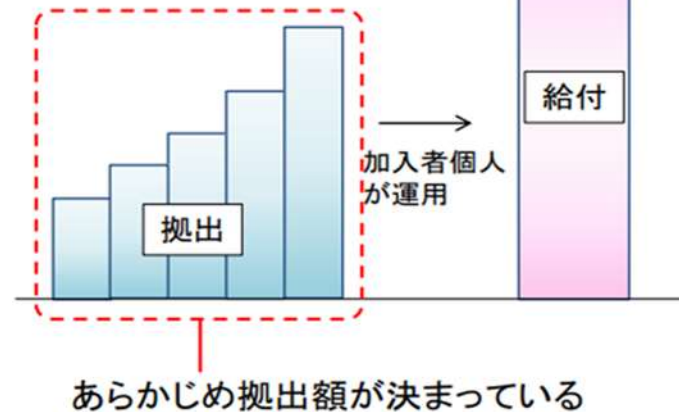
- 企業年金やiDeCoなどの制度では、加入者等が離職や転職をした場合に、その積み立てた資産を他の年金制度などに持ち運べる仕組みがあります。
- 対象となる方は、離転職前に加入していた制度等の資産を移換することができます。

- 確定給付企業年金(DB)は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度です。
資産は企業が運用します。
- 確定拠出年金(DC)は、あらかじめ事業主・加入者が拠出する掛金の額が決まっている制度です。
資産は加入者個人が運用します。

確定給付企業年金 (DB)



確定拠出年金 (DC)

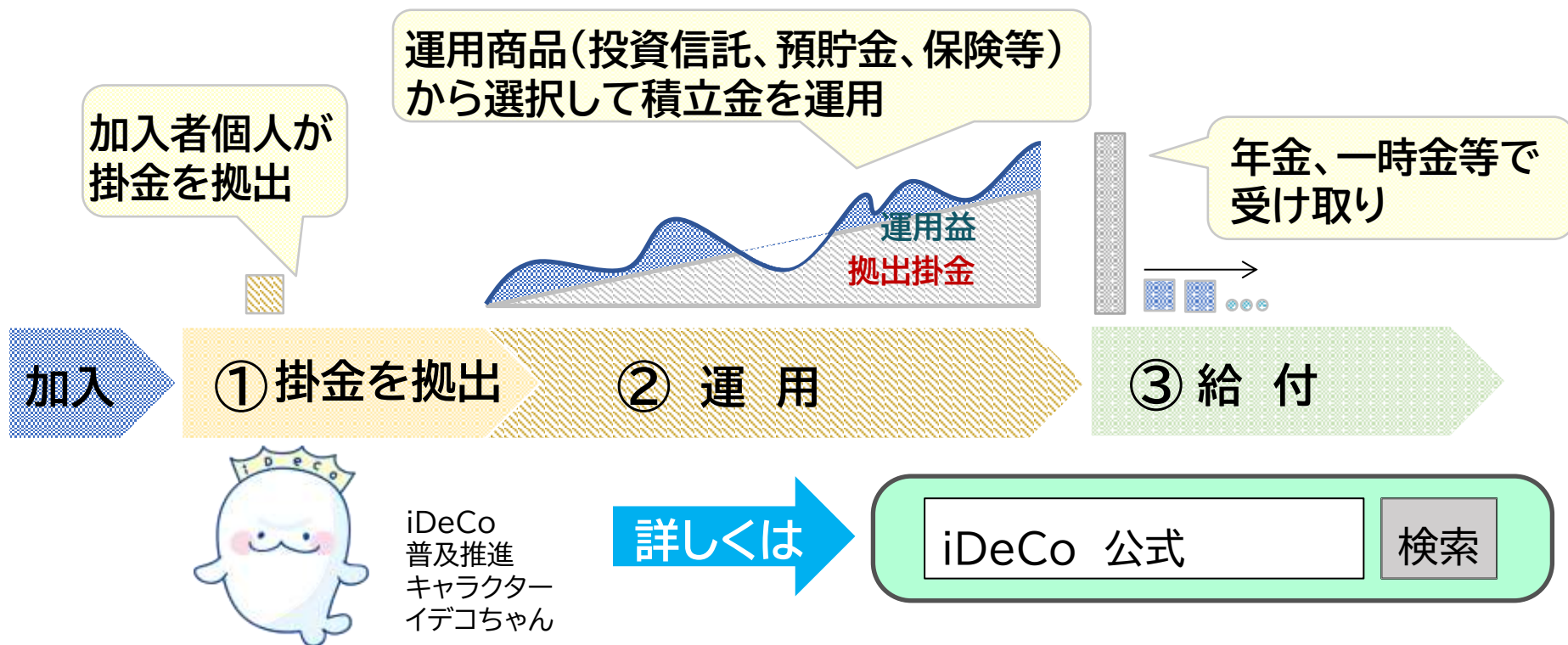




		確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(DC)	
拠出 の 仕 組 み	掛金	事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない 範囲で拠出可能) ※拠出限度なし(ただし加入者掛 金の非課税枠は年間4万円まで (生命保険料控除))	【企業型】 事業主拠出 (加入者も事業主掛金と 加入者掛金を合算した 額が拠出限度額を超え ない範囲で拠出可能) ※拠出限度額あり	【個人型(iDeCo)】 加入者拠出 (中小企業については、 事業主も拠出可能 (iDeCo+)) ※拠出限度額あり
	加入可能要件	厚生年金被保険者	厚生年金被保険者	国民年金被保険者
給付 の 仕 組 み	支給開始時期 の設定	60歳～70歳の規約で定め る年齢到達時 または50歳以上の退職時 (規約に定めがある場合)	60歳～75歳の請求時 ※60歳時点で加入者等の期間が10年に満たな い場合は、その期間に応じて支給開始年齢が 段階的に先延ばしになる。	
	年齢到達前 の 中途引き出し	原則、退職時 (規約の要件を満たす場合)	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす 場合は可能	
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者 が選択可能(年金の場合は期間 等は労使が選択)	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合は期間等は受給権者が選択)	



- iDeCo(個人型確定拠出年金)は、『**個人で加入**』し、『**一定額を毎月拠出**』します。『**加入者自らが資産を運用**』し、最終的に拠出額と運用益により受取額が決定されます。
- 原則60歳まで引き出しできません。





- iDeCoは、『①掛金拠出時、②運用時、③受給時の3つの税制優遇』があります。
- DBにも運用時・受給時の税制優遇があります。

①iDeCoは拠出した『掛金全額が所得控除の対象』となり、所得税、住民税が軽減されます。※DBの事業主掛金は、全額損金算入されます。

例えば、所得税率20%・住民税率10%の方が
毎月1万円ずつ拠出した場合、年間3.6万円の軽減効果。

②DB・iDeCoともに、『運用益は非課税』です。

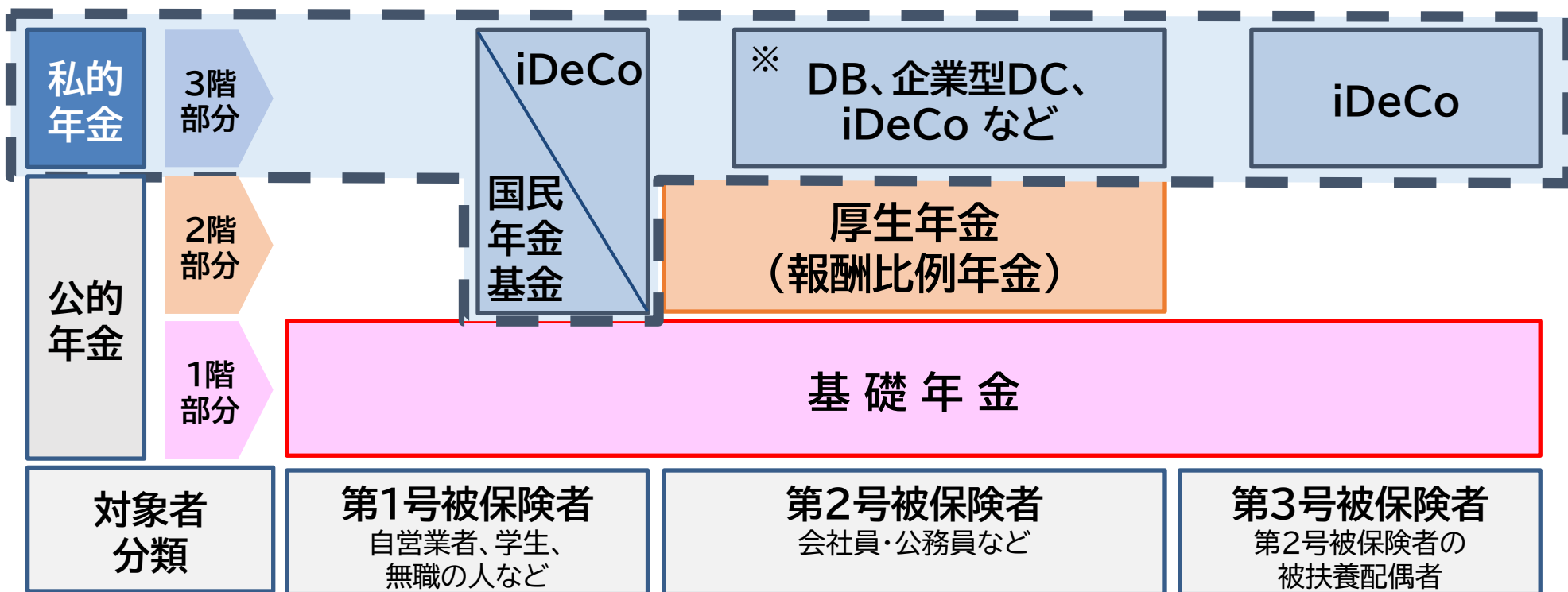
通常は運用益には約20%が課税されます。積立金には別途特別法人税が課されますが、現状は課税が停止されています。

③DB・iDeCoともに受取時に税制優遇があり、『年金として受給：公的年金等控除、一時金として受給：退職所得控除』の対象となります。

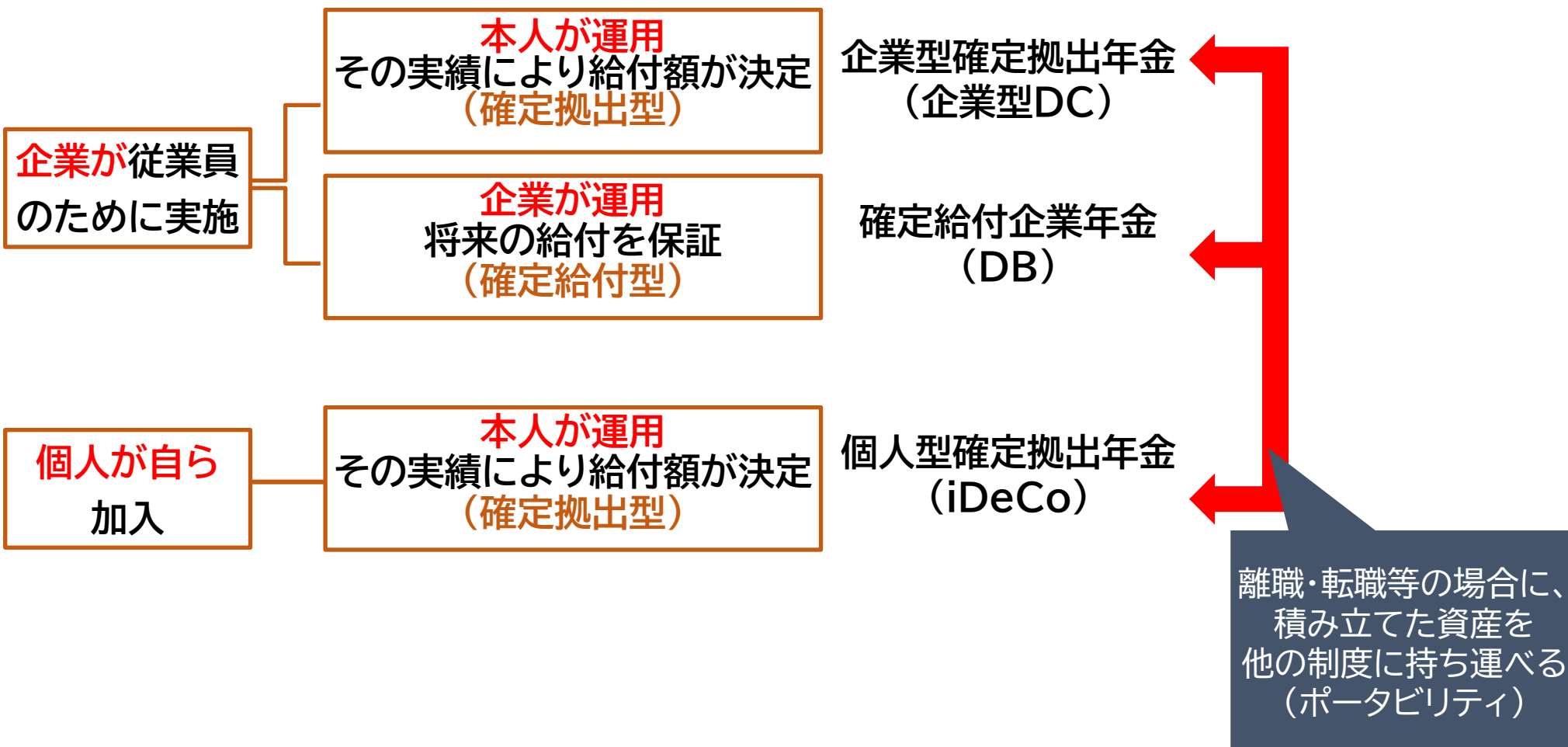
- 
- 私的年金制度 導入パターン
 - ④DBなし、DCあり



- 私的年金は、公的年金の上乗せの給付を保障する制度です。この制度は『**高齢期により豊かな生活を送るための制度**』として重要な役割を果たしています。企業や個人は、多様な制度の中からニーズに合った制度を選択することができます。



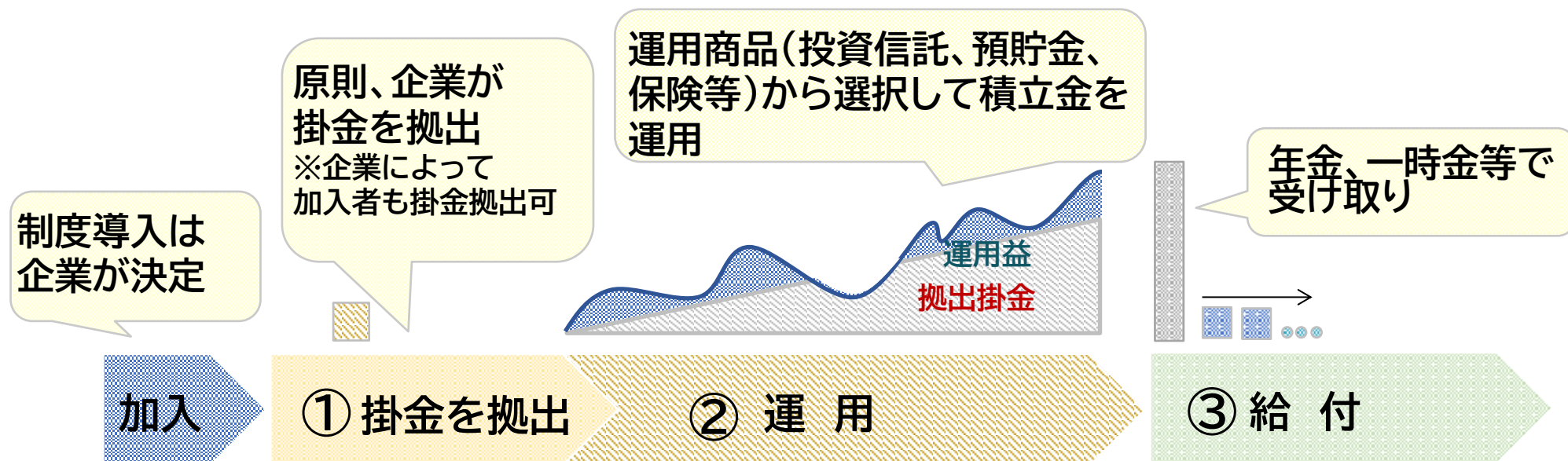
※DBは確定給付企業年金、企業型DCは企業型確定拠出年金、iDeCoは個人型確定拠出年金を意味する



- 企業年金やiDeCoなどの制度では、加入者等が離職や転職をした場合に、その積み立てた資産を他の年金制度などに持ち運べる仕組みがあります。
- 対象となる方は、離転職前に加入していた制度等の資産を移換することができます。



- 企業型DC(企業型確定拠出年金)は、『企業が導入を決定』、『原則、企業が掛金を拠出』します。『従業員(加入者)自らが資産を運用』し、従業員ごとに拠出額と運用益を管理し受取額が決定されます。
- 原則60歳まで引き出しできません。

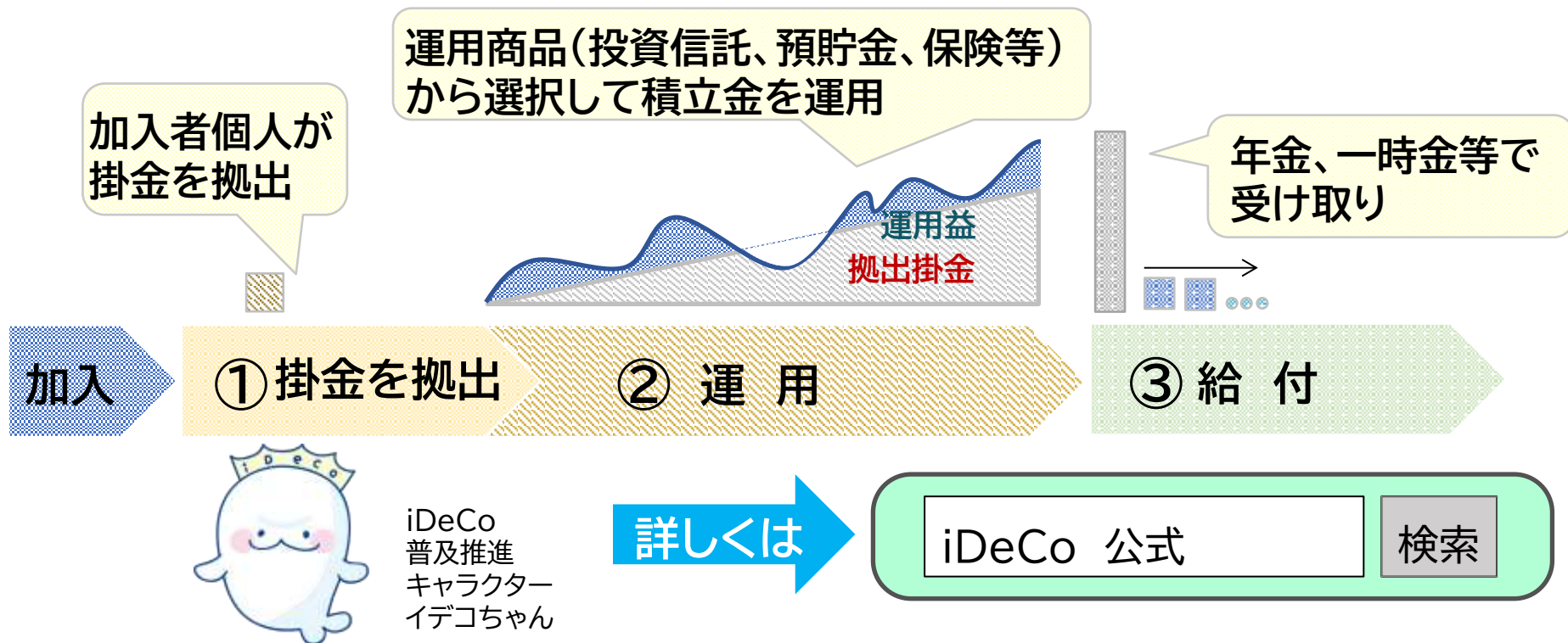




		確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(DC)	
拠出 の 仕 組 み	掛金	事業主拠出 (加入者も事業主掛金を超えない 範囲で拠出可能) ※拠出限度なし(ただし加入者掛 金の非課税枠は年間4万円まで (生命保険料控除))	【企業型】 事業主拠出 (加入者も事業主掛金と 加入者掛金を合算した 額が拠出限度額を超え ない範囲で拠出可能) ※拠出限度額あり	【個人型(iDeCo)】 加入者拠出 (中小企業については、 事業主も拠出可能 (iDeCo+)) ※拠出限度額あり
	加入可能要件	厚生年金被保険者	厚生年金被保険者	国民年金被保険者
給付 の 仕 組 み	支給開始時期 の設定	60歳～70歳の規約で定め る年齢到達時 または50歳以上の退職時 (規約に定めがある場合)	60歳～75歳の請求時 ※60歳時点で加入者等の期間が10年に満たな い場合は、その期間に応じて支給開始年齢が 段階的に先延ばしになる。	
	年齢到達前 の 中途引き出し	原則、退職時 (規約の要件を満たす場合)	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす 場合は可能	
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者 が選択可能(年金の場合は期間 等は労使が選択)	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合は期間等は受給権者が選択)	



- iDeCo(個人型確定拠出年金)は、『**個人で加入**』し、『**一定額を毎月拠出**』します。『**加入者自らが資産を運用**』し、最終的に拠出額と運用益により受取額が決定されます。
- 原則60歳まで引き出しできません。



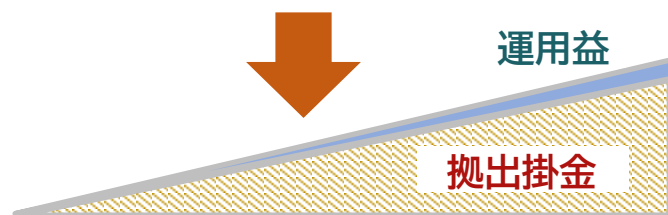


- DC(企業型DC・iDeCo)は、『月々の掛金等で金融機関が提示する商品の中から自分で選択して運用商品を購入』します。
- 運用商品は、「元本確保型商品」と「価格変動型商品」の2種類に大別できます。

- ・元本確保型商品は、原則元本が確保されますが、大きくは増えません。
- ・価格変動型商品は、運用結果によって資産の増減があります。

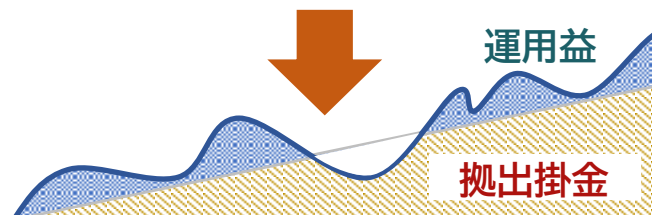
元本確保型商品

預貯金、保険商品等



価格変動型商品

投資信託等





○ DC(企業型DC・iDeCo)の年金資産は、『**原則60歳から受け取ることができます**』。

①受け取りの時期

60歳～75歳の請求時

※60歳時点で加入者等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じて支給開始年齢が段階的に先延ばしになる。

②年齢到達前の中途引き出し

原則不可

※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能。

③受け取り方

年金、一時金、年金と一時金の併用を受給権者が選択

※規約・運営管理機関に応じて選択可能



○ DC(企業型DC・iDeCo)は、『①掛金拠出時、②運用時、③受給時の3つの税制優遇』があります。

①加入者が拠出した『掛金全額が所得控除の対象』となり、所得税、住民税が軽減されます。※企業型DCの事業主掛金は、全額損金算入されます。

－例えば、所得税率20%・住民税率10%の方が毎月1万円ずつ拠出した場合、年間3.6万円の軽減効果があります。

②『運用益は非課税』です。

－通常は運用益には約20%が課税されますが、DCは非課税です。

－積立金には別途特別法人税が課されますが、現状は課税が停止されています。

③受取時に税制優遇があり、『年金として受給:公的年金等控除、一時金として受給:退職所得控除』の対象となります。



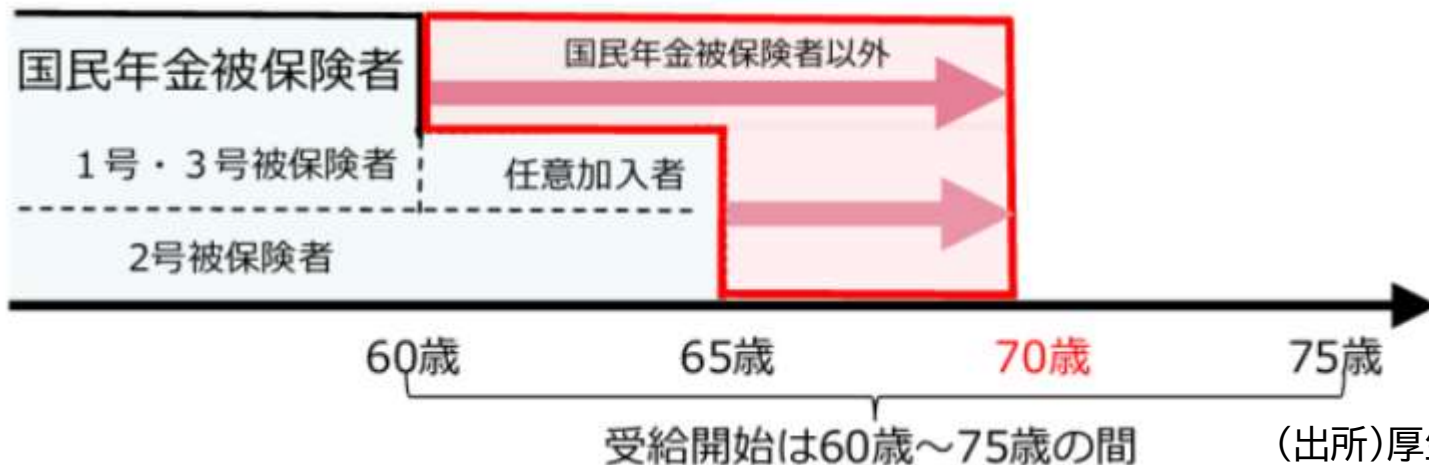
○ 私的年金制度の見直し



○ 企業型DC・iDeCo等については、制度の見直しが予定されています。

主な見直し内容

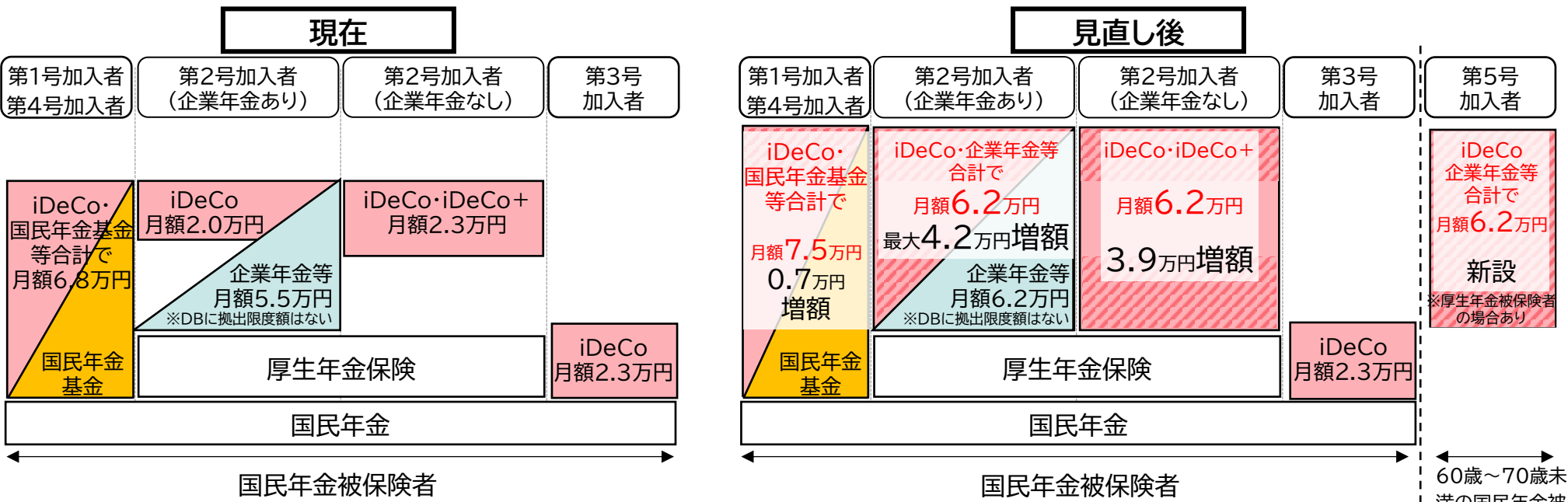
- **企業型DCの加入者掛金の額の上限撤廃**(2026年4月1日施行予定)
「加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができない」という制限を廃止
- **iDeCoの加入可能年齢の引上げ**(2026年12月1日施行予定)
(1)iDeCo加入者 (2)iDeCo運用指図者 (3)企業年金からiDeCoに資産を移換する者
上記いずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者について、iDeCoの加入可能年齢を引き上げる。



(出所)厚生労働省「2025年の制度改正」



- iDeCo・企業型DC・国民年金基金の拠出限度額の引上げ**(2026年12月1日施行予定)
 - 第1号・第4号加入者:月額7.5万円(国民年金基金の掛金と合計の拠出限度額)に引上げ
 - 第2号加入者:企業年金の有無にかかわらず、月額6.2万円に引上げ



- 第1号加入者:国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生)
- 第2号加入者:国民年金第2号被保険者(会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者)
- 第3号加入者:国民年金第3号被保険者(国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)
- 第4号加入者:国民年金任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者)
- 第5号加入者:60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者(①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①~③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者)

60歳~70歳未満の国民年金被保険者以外の方で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者

The slide features several decorative blue circular icons with stylized symbols, including arrows and squares, arranged around the central text.

○ 私的年金制度のポータビリティ

私的年金制度における年金資産の持ち運び(ポータビリティ)

		離転職先で導入している制度、資産移換先の制度				
		確定給付 企業年金(DB)	企業型 確定拠出年金 (企業型DC)	個人型 確定拠出年金 (iDeCo)	通算企業 年金	中小企業 退職金 共済
離 職 前 に 加 入 し て い た 制 度 等	DB	● (DB/個人単位) ※2	● (DB/個人単位)	●	●	▲※1 ※3
		▲ (DB/制度移行) ※1 ※2	▲ (DB/制度移行) ※1			
	企業型DC	●※2	●	●	●	▲※3
	iDeCo	●※2	●	—	×	×
	通算企業年金	●※2	●	●	—	×
	中小企業 退職金共済	▲※2 ※3	▲※3	×	×	●

●:個人の申出により移換 ▲:事業主の手続きにより移換 —:対象外 ×:移換不可

※1 離転職前等に参加していたDB規約の定めによる ※2 離転職先等で導入しているDB規約の定めによる

※3 合併等の場合に限る



(参考)

勤労者財産形成促進制度



- 企業によっては、勤労者財産形成促進制度(財形制度)を導入しており、税制優遇措置が図られています。
- 賃金から給与天引きで、月々1,000円から積み立てできます。

財形制度の種類と税制優遇措置

財形貯蓄取扱機関:銀行、証券会社、保険会社等
 ※契約時に55歳未満である勤労者が加入可能。

種類	目的	税制優遇措置
一般財形貯蓄	自由	なし
財形年金貯蓄(※)	年金として受取 (満60歳以上)	財形住宅と合算して 550万円まで利子等非課税 (保険等は払込額385万円まで)
財形住宅貯蓄(※)	住宅の取得・増改築の 費用に充当	財形年金と合算して 550万円まで利子等非課税

その他、いずれかの財形貯蓄を1年以上継続し、50万円以上の残高を有している方が利用できる財形持家融資制度(上限4,000万円)もあります。